

第 42 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（要旨）

日時：令和 3 年 5 月 21 日（金）11:15～

場所：401 会議室

【協議事項】

防災監：資料 9 ページを確認。施設利用関係の第 9 号の中のスポーツクラブ等、1,000 m²超える施設については土日休業要請。加えて、市内公共施設でこれに該当するものがないか確認したところフロイデのフィットネスとプール、さら・さくらの湯（温泉施設）が該当する。面積を確認したところ、フロイデはフィットネスとプールは別れてはいるが、両方合わせると 1,250 m²となる。プール、フィットネスで形態は違うが県に確認したところ一体として扱うとの回答を得たため休業要請の対象となる。

さら・さくらの湯は建物内の下駄箱部分から算出して 998 m²と図面から測ってもらったので対応をどうするか。体育館のアリーナとフィットネスは別々の形態のため普段通り午後 8 時までの対応でどうか。

副市長：体育館のフィットネスの面積は 1,000 m²に満たないため基準だけで見れば対象外。

健康福祉部長：さら・さくらの湯のカテゴリは「スーパー銭湯」か「銭湯」のどちらか。「銭湯」に該当する場合は 1,000 m²の基準はないのだが？

防災監：順に決定していくが、まずは、フロイデについて意見はあるか。

市長：該当するのであれば県に従ったほうがいいのではないか。

経済環境部長：更衣室が一緒であれば、プールとフィットネスは同じものとみるべきなので休業で良いのでは。

副市長：5 月中の土日は休業、平日は午後 8 時までの対応。会員の方がいるため至急連絡をし、ご協力いただく。

市長：返金はどうなるのか。土日利用できないとなると月額で払っている料金がどうなるのかとの問い合わせが予想されるため調べてから連絡するように。

副市長：メールか LINE での周知になるため、そこに返金の案内をつける。

防災監：過去に返金の話がなかったか。

教育部長：過去の事例を確認して対応する。

防災監：さら・さくらの湯の対応について。何か意見はないか。

経済環境部長：「スーパー銭湯」か「銭湯」という捉え方があるとするならば、さら・さくらの湯を「銭湯」いう人はいないのでは。「銭湯」というのは生活の一体となり風呂が無い人が行くような場所であるため、さら・さくらの湯の面積 998 m²は別として、スーパー銭湯のカテゴリに入るのではないか。

健康福祉部長：カテゴリの定義については調べる。調べた結果スーパー銭湯でなければ休業しないということか。

市長：県の基準に準じているため、規制対象でないものを規制するのは、整合性が無くなるため、スーパー銭湯でないなら、休業はしない。

防災監：生活に必要な施設かどうか。

都市整備部次長：998 m²という面積はどこからが対象になるのか。例えば、普通のスーパー銭湯の

建築審査だと、風呂場だけというのはあり得ないし、更衣室からというのもあり得ない。普通に考えれば、玄関から測定するのが正しいのではないか。

市長：玄関を通らないと風呂場に行けないため、下駄箱からではなく玄関からカウントすべき。

そうすると1,000㎡を超える。そのため、スーパー銭湯なら閉めるべき。

健康福祉部長：スーパー銭湯であれば休業しますが、銭湯であれば営業する。しかし、スーパー銭湯かもしれないとなったら、安全な方を取り休業する。

副市長：ホームページ等で周知を徹底する。マスコミ等へも。市施設一括で周知する。

市長：大規模店の休業要請とあるがヨシヅヤは対象ではないか。県に準じると言っている以上、間違ったことをするわけにもいかない。確認して調べておくように。

市長：県の通知はいつ来ていたのか。

防災監：昨日（5月20日）です。

市長：県から通知が来たら内容を見て至急検討するように。市民に影響するものについてはすぐ対応できるよう、今後注意するように。

防災監：では、本日の会議は以上とする。

※さら・さくらの湯については、県に確認したところ「その他の銭湯」のカテゴリでありスーパー銭湯に準ずる施設とのことであったため、休業とした。